

証券コード 3137
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月30日

株 主 各 位

東京都北区赤羽二丁目51番3号
株式会社ファンデリー
代表取締役 阿 部 公 祐

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fundely.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR資料室」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3137/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファンデリー」又は「コード」に当社証券コード「3137」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2024年6月24日（月曜日）午後6時まで**に議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2024年6月25日（火曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階「万里」 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第24期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <p>2024年6月25日（火曜日） 午前10時（午前9時開場）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月24日（月曜日） 午後6時00分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月24日（月曜日） 午後6時00分入力完了分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

株式会社ファンデリー 印中

××××年 ×月××日

株式会社ファンデリー

スマートフォン等
からインターネット
でオンライン投票
見本
印刷用紙

株式会社ファンデリー

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

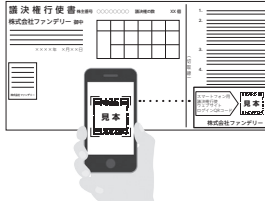
インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



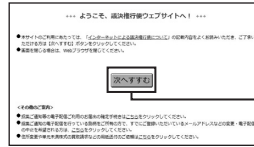
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「登録」をクリック

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の物価高対策や新型コロナウイルスの感染収束を受けて、インバウンド需要の増加やコロナ禍で蓄積された貯蓄を原資にした個人消費の増加基調が続いている一方、資源価格の上昇に伴うエネルギー・食料品の価格上昇を背景とした消費者の節約志向の高まりや購買力低下、人手不足による賃金上昇の価格転嫁に伴う物価の上昇により、個人消費の回復が遅れるおそれもあり、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

当社が属する食事宅配市場は、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、食料品の購入や飲食に不便を感じる高齢者を中心とする買物弱者の増加といった社会的背景や、新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化に伴って、宅配や冷凍食品への需要が増加しているため堅調に推移しております。

当社が主な顧客としている生活習慣病患者は年々増加傾向にあり、また、少子高齢化が進むことにより65歳以上の高齢者のみの世帯が増加するなど市場の成長が見込める経営環境となっております。そのため、食事宅配市場を今後の更なる成長が見込める有望市場と捉えて、新規参入する企業が増加しており、引き続き競争の激化が進んでおります。また、食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まる中、企業の管理体制の徹底が求められております。

このような環境の中、当社におきましてはMFD事業において、定期購入サービスである「栄養士おまかせ定期便」の利用者拡大並びに健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の紹介ネットワーク拡大を軸に推し進め、新規・定期購入顧客数の拡大に努めました。

CID事業においては、旬や国産の食材にこだわった冷凍食品を当社の埼玉工場で製造し、WEBサイトを通じて販売するサービス『旬をすぐに』を展開しており、各種プロモーションの実施や他社とのコラボレーション製品の開発・販売により、サービス認知度の向上、サービス内容の改善及び新規顧客の獲得に努めました。

マーケティング事業においては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及

び『ミールタイム ファーマ』の2誌に掲載する広告枠の販売並びに健康食通販カタログ『ミールタイム』の紹介ネットワークを活用した業務受託における新規クライアントの開拓及び既存クライアントからの複数案件の獲得に努めました。

この結果、当事業年度の売上高は2,646,721千円（前年同期比5.8%減）、営業利益は58,710千円（前年同期は営業損失285,016千円）、経常利益は55,900千円（前年同期は経常損失284,039千円）、当期純利益は66,334千円（前年同期は当期純損失284,288千円）となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

（MFD事業）

当事業におきましては、季節ごとの商品入れ替えや、当社の管理栄養士・栄養士による食事相談サポート付き「私のおせち」の販売、紹介ネットワークの管理栄養士・栄養士に向けた「ミールタイム栄養士スキルアップセミナー」の実施、健康食宅配サービス『ミールタイム』の通販サイトのリニューアルに加え、2024年4月にブランド開始20周年を迎えるにあたり記念価格として各種商品の値下げを2024年3月に実施し、認知度の向上及び新規顧客の獲得に努めました。

また、医療機関への営業活動を本社・大阪支社・神奈川支社の3拠点体制で実施し、紹介ネットワークの拡大と深耕を通じて新規顧客の獲得に努めるとともに、当社の管理栄養士・栄養士が顧客の疾病、制限数値、嗜好に合わせた食事を選び定期購入できるサービス「栄養士おまかせ定期便」への積極的な移行を中心として販売に注力しました。

しかしながら、医療機関を中心とした紹介ネットワークからの新規顧客が減少したことによる売上高の減少、新卒・中途社員の採用に伴う人件費の増加、資源価格の上昇に伴うカタログ制作費用の増加等により、前期比で収益が悪化しました。

この結果、MFD事業における売上高は2,064,998千円（前年同期比8.5%減）、セグメント利益（営業利益）は324,659千円（同32.4%減）となりました。

（CID事業）

当事業におきましては、高品質・高価格の製品ラインナップを充実させるとともに、前年度より実施しているJAとのコラボレーションによるメニューに加え、新たに株式会社N T Tアグリテクノロジー（N T T東日本グルー

プ)との協業を開始し、同社から仕入れた野菜を使用したメニューの発売やプロモーションを実施することにより、新規顧客の獲得及び販売数の拡大に努めました。また、セグメント間取引として、MFD事業におけるミールタイム商品の一部を製造し、販売数の拡大に努めました。

依然として損益分岐点に達していないものの、各種プロモーションやセグメント間取引により前期の販売数を上回ったことから、前期比で収益が改善しました。

この結果、CID事業における売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は245,162千円（前年同期比73.1%増）、セグメント損失（営業損失）は323,366千円（前年同期は営業損失758,057千円）となりました。

（マーケティング事業）

当事業におきましては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の2誌による広告枠の販売、また、紹介ネットワークを活用した業務受託において複数の案件を獲得しました。

この結果、マーケティング事業における売上高は475,325千円（前年同期比15.2%増）、セグメント利益（営業利益）は342,299千円（同17.9%増）となりました。

事業別売上高

区 分	前事業年度		当事業年度		前事業年度末比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
M F D 事 業	2,256,169	80.3	2,064,998	74.1	△191,170	△8.5
C I D 事 業	141,637	5.0	245,162	8.8	103,524	73.1
マーケティング事業	412,717	14.7	475,325	17.1	62,608	15.2
計	2,810,524	100.0	2,785,486	100.0	△25,037	△0.9
調 整 額	—	—	△138,765	—	△138,765	—
合 計	2,810,524	—	2,646,721	—	△163,802	△5.8

- (注) 1. 構成比は小数第2位を四捨五入して算出しております。
2. 調整額により、事業間の内部売上高を消去しております。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、ヘルスケア総合企業を目指して、お客様に満足度の高い商品、製品及びサービスを提供することにより、中長期的には更なる収益力の向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 定期購入顧客数の拡大

当社は、MFD事業において、お客様の健康状態の改善、特に血液検査の数値を改善していただくことを目指しており、そのためには当社の健康食を継続的にご利用いただくことが効果的であると考えております。

当社では、ご注文の電話に必ず栄養士が対応し、お客様一人ひとりの身体に合った商品を当社の栄養士が選んでお届けしており、さらには栄養士が直接電話でのカウンセリングも随時受け付けている点で競合他社との差別化を図っております。

当社では、電話による注文受付とは別に、お客様に手間なく当社の商品を継続購入していただくことで健康改善につなげられるよう、定期購入サービスを提供しております。

また、当社は、CID事業において、旬の国産食材を使用した冷凍食品を製造・販売しており、お客様の購入履歴や評価に基づき、お客様の嗜好に合った製品をAIが自動的に選び、お届けする定期購入サービスを提供しております。

定期購入を利用するお客様を増加させること及び離脱率を低下させることで、当社商品・製品の購入数の増加が見込まれます。定期購入により、当社の売上・利益が増加し、業績にも大きく影響いたします。当社は、従来どおり定期購入顧客数の拡大を目指しております。

② 紹介ネットワークの拡大・深耕

当社は、MFD事業において、紹介ネットワークを通じて健康食通販カタログ『ミールタイム』を配布しており、お客様を獲得するための主たる手段となっております。紹介ネットワークにおいて、いかに当社のカタログを患者様に配布いただくかによって、当社の新規顧客数が大きく左右され、業績にも大きく影響いたします。当社は、従来どおり紹介ネットワークを拡大していくとともに、各紹介ネットワークにおいてカタログを配布いただくような働きかけを強化してまいります。

③ 顧客層の拡大

当社は、売上の大半を占めるMFD事業において、健康改善したい方を主要な顧客ターゲットとしているため、顧客層は必然的に健康状態に疑義がある方が多いと推測される高齢のお客様に偏っているのが現状であります。

会社規模を拡大していくには、現状手薄となっている若年層のお客様を取り込んでいく必要があると考えております。また、健康状態に疑義がある方のみでなく、疾病予防の観点から、健康な方もお客様として取り込んでいく必要があると考えております。今後、MFD事業及びCID事業において、これらに対する施策に取り組み、更なる収益獲得機会の拡大を図ってまいります。

④ 商品・製品開発の充実

当社は、MFD事業において、糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボの方に向けた「ヘルシー食」「ヘルシー食多め」、腎臓病・糖尿病性腎症・透析の方に向けた「低たんぱく食」、不足しがちな栄養素（たんぱく質及び特定栄養素）を補給したい方に向けた「パワーアップ食」、咀嚼・嚥下が困難な方に向けた「やわらか食」を大きな分類として、商品『ミールタイム』を販売しております。また、CID事業において、国産食材を使用して自社工場で製造している製品『旬をすぐに』を販売しております。

しかしながら、商品・製品分類によっては品揃えが充実していないこと、商品・製品に使用されている食材の多様性・美味しさについて改善の余地があることなど、商品・製品の価値を向上すべき点は少なくありません。これらを改善していくことで、今後もお客様の満足につながる商品・製品の開発に取り組んでまいります。

⑤ コスト削減

当社は、過去に商品販売価格の大幅値下げを行うなど、価格面でも顧客満足の向上に努めており、今後もこの方針で取り組んでいくものと考えております。それに対応すべく、当社は、コスト削減を徹底することとしており、具体的には、共栄会を活用した原材料仕入れの低価格化、委託先企業との価格交渉、外部委託業務の内製化、一般経費の削減等を検討しております。

⑥ 人材の確保及び教育体制の強化

人材の確保は、売上や顧客数、紹介ネットワーク数の増加、業務効率化の推進等の、業績向上の大きな要因となっております。採用した人材は、技術、知識を十分に兼ね備えた人材として教育できる体制を整えており、能力の向上を目的とした社内研修、外部からの講師を招いての講演会も積極的に行っております。今後も当社の業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。さらに、従業員のスキルにあったカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、C I D事業の損益分岐点売上高の未達及び将来の販売見通しに基づいた事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、前事業年度以前に多額の営業損失及び経常損失を計上しておりました。

その結果、営業利益及び経常利益を計上した当事業年度においても、長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しており、当該財務制限条項に該当した場合には期限の利益を喪失することとなります。

このため、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで良好な関係を構築しております。また、前事業年度において埼玉工場の土地及び建物に対して同金融機関を第一順位とする根抵当権を設定しており、同金融機関との協議を通じて上記の期限の利益の喪失に係る権利行使をしないことについての同意を得ております。

さらに、これらの対応策に加えて、当事業年度末から12ヶ月間の資金繰りについても検討いたしました。MFD事業及びC I D事業の販売数量について、保守的な仮定を採用した場合の売上予測を基礎として作成した資金繰り計画を考慮した結果、当事業年度末の翌日から12ヶ月間の資金繰りに関して重要な懸念はないと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)	第23期 (2023年3月期)	第24期 [当事業年度] (2024年3月期)
売 上 高(千円)	3,062,696	3,123,619	2,810,524	2,646,721
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△559,856	△158,916	△284,039	55,900
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△374,663	△1,948,817	△284,288	66,334
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)(円)	△58.79	△306.54	△44.79	10.49
総 資 産(千円)	7,732,592	5,462,628	4,935,839	4,629,318
純 資 産(千円)	2,613,052	643,173	349,656	405,573
1 株 当 たり 純 資 産(円)	408.82	99.25	53.37	64.00

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により、
1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

① MFD事業

糖尿病、脂質異常症、高血圧、腎臓病などの生活習慣病患者様やその予備軍の方々へ向けた、エネルギーや塩分、たんぱく質等を調整した健康食の宅配事業を行っております。健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』を、全国約20,000ヶ所の紹介ネットワーク（医療機関、調剤薬局、保健所、介護施設等）にて設置・配布いただき、受け取った個人の方々にご注文いただいております。

カタログ発行に加えて、健康食通販のオンラインショップを開設しており、これらの媒体を通じて、電話・FAX・WEB・定期にて健康食を販売しております。

② CID事業

若年層や、食材の安心・安全を求めるの方々へ向けた、旬や国産の食材にこだわる食事『旬をすぐに』の宅配事業を行っております。オンラインショップを開設しており、WEBを通じて食事を販売しております。

③ マーケティング事業

食品メーカー等のマーケティング支援サービスを提供しております。当社が発行している健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』における誌面広告枠の販売、食品メーカー等の市販商品を当社の紹介ネットワークを活用してサンプリングを実施するなどの業務受託、並びに医療機関で働く管理栄養士が考案した健康食のレシピ情報サイト『はちまるレシピ』の運営を行っております。

- (12) 主要な営業所及び工場
 本社（東京都北区）
 大阪支社（大阪府大阪市淀川区）
 神奈川支社（神奈川県小田原市）
 埼玉工場（埼玉県本庄市）

(13) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	5名減	29.7歳	5.2年

事業区分				従業員数	前事業年度末比増減
M	F	D	事業	21名	1名減
C	I	D	事業	8名	3名減
マーケティング事業				4名	1名減
全社（共通）				14名	—
合計				47名	5名減

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第2位を四捨五入して表示しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト及び派遣社員をいう）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,986,150千円

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,470,100株 (自己株式132,600株を含む)
- (3) 株主数 2,575名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
阿 部 公 祐	4,044,100株	63.81%
宮 入 知 喜	180,000株	2.84%
阿 部 ふ よ う	125,000株	1.97%
楽 天 証 券 株 式 会 社	92,800株	1.46%
利 川 美 緒	78,300株	1.24%
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 3 (常任代理人 野村証券株式会社)	74,600株	1.18%
株 式 会 社 S B I 証 券	71,789株	1.13%
槇 田 重 夫	47,000株	0.74%
阿 部 美 子	42,000株	0.66%
相 田 泰 道	40,000株	0.63%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(132,600株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数第3位を四捨五入して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	阿部公祐	—
常務取締役	宮入知喜	MFD事業統括部長 デザイン・システム室長
取締役	利川美緒	営業本部長 MFD事業部長
取締役	茅野智憲	経営管理本部長
取締役	山崎雄一	—
常勤監査役	村木和彦	—
監査役	成願隆史	公認会計士成願隆史事務所 所長 株式会社ビーブレイクシステムズ 取締役(監査等委員)
監査役	浅井耕作	CO Partners 株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役山崎雄一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役村木和彦氏、監査役成願隆史氏及び監査役浅井耕作氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役成願隆史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役・監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担する法律上の損害賠償及び争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84,249 (6,000)	84,249 (6,000)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	21,600 (21,600)	21,600 (21,600)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	105,849 (27,600)	105,849 (27,600)	— (—)	— (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	山 崎 雄 一	—	—
社外監査役	村 木 和 彦	—	—
社外監査役	成 願 隆 史	公認会計士成願隆史事務所 株式会社ビーブレイクシステムズ	所長 取締役(監査等委員)
社外監査役	浅 井 耕 作	CO Partners 株式会社	代表取締役

- (注) 1. 監査役成願隆史氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
2. 監査役浅井耕作氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山 崎 雄 一	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席いたしました。</p> <p>主に、上場企業で培われた幅広い経験と見識をもとに、取締役会では該当視点から必要に応じ意見を述べております。また、業務執行者から独立した客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役	村 木 和 彦	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また、監査役会には、14回中14回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	成 願 隆 史	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また、監査役会には、14回中14回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	浅 井 耕 作	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また、監査役会には、14回中14回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、証券会社での業務を通じて培われた金融に関する豊富な経験と見識をもとに、適宜発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査の状況

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念及び行動規範」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- (b) 「内部通報規程」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- (c) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- (d) 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を制定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (b) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講ずる。
- (c) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
 - (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を含めた、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
 - (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
 - (b) 当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとする。
 - (b) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門は、監査役に対して報告を行う。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務施行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告を行わなければならない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、会計監査人、及び内部監査担当部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
 - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見・情報の交換を行い、監査役監査の充実を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直すとともに、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役に報告しました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。また、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員・その他使用人と対話を行い、内部監査担当部門、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、リスク・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度に当期純利益を計上したものの、C I D事業の損益分岐点未達が主な要因となり前事業年度に当期純損失を計上して以降、配当原資となる利益剰余金がマイナスの状態が続いていることから、誠に遺憾ながら当事業年度の期末配当を無配といたします。

また、翌事業年度の剰余金の配当につきましては、経営成績・財政状態の改善に向けた取り組みを推進しておりますが、翌事業年度の業績見通しを勘案し、配当原資となる利益剰余金の確保への先行きが不透明であることを踏まえて、現時点においては無配を予定しております。

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,372,278	流 動 負 債	502,460
現金及び預金	781,536	買掛金	102,057
売掛金	203,922	1年内返済予定の 長期借入金	270,360
商品及び製品	330,396	未払金	58,381
仕掛品	664	未払費用	18,105
原材料及び貯蔵品	13,917	未払法人税等	5,984
前払費用	40,179	預り金	8,837
その他	1,784	賞与引当金	14,496
貸倒引当金	△123	その他	24,238
固 定 資 産	3,257,040	固 定 負 債	3,721,284
有 形 固 定 資 産	3,215,455	長期借入金	3,715,790
建物	1,983,561	資産除去債務	5,494
構築物	362,048	負 債 合 計	4,223,745
工具、器具及び備品	5,655	(純 資 産 の 部)	
機械装置及び運搬具	347,464	株 主 資 本	405,573
土地	516,725	資本金	280,708
無 形 固 定 資 産	2,720	資本剰余金	230,708
特許権	605	資本準備金	230,708
商標権	1,930	利 益 剰 余 金	△9,543
ソフトウェア	185	その他利益剰余金	△9,543
投資その他の資産	38,864	繰越利益剰余金	△9,543
敷金	33,086	自 己 株 式	△96,299
差入保証金	5,755		
その他	22	純 資 産 合 計	405,573
資 産 合 計	4,629,318	負債及び純資産合計	4,629,318

損 益 計 算 書

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,646,721
売 上 原 価		1,347,110
売 上 総 利 益		1,299,610
販売費及び一般管理費		1,240,900
営 業 利 益		58,710
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	807	
受 取 奨 励 金	39,966	
雑 収 入	1,063	41,836
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,644	
雑 損 失	1	44,645
経 常 利 益		55,900
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	12,105	12,105
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	118	
固 定 資 産 除 却 損	23	141
税 引 前 当 期 純 利 益		67,864
法人税、住民税及び事業税	1,530	1,530
当 期 純 利 益		66,334

株主資本等変動計算書

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	279,864	229,864	229,864	△75,877	△75,877	△96,299	337,550
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	844	844	844				1,688
当 期 純 利 益				66,334	66,334		66,334
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	844	844	844	66,334	66,334	-	68,022
当 期 末 残 高	280,708	230,708	230,708	△9,543	△9,543	△96,299	405,573

	新株予約権	純 資 産 計
当 期 首 残 高	12,105	349,656
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		1,688
当 期 純 利 益		66,334
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△12,105	△12,105
当 期 変 動 額 合 計	△12,105	55,917
当 期 末 残 高	-	405,573

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 製品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

④ 原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑤ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、埼玉工場の工具、器具及び備品並びに機械装置及び運搬具については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～24年
構築物	10～15年
工具、器具及び備品	2～15年
機械装置及び運搬具	10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① MFD事業

MFD事業においては、当社が提供する『ミールタイム』の販売を主な事業としております。これらの商品の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品の出荷時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

② CID事業

CID事業においては、当社が提供する『旬をすぐに』の製品の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、製品の出荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、製品引渡し時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

③ マーケティング事業

マーケティング事業においては、カタログ誌面の広告枠販売、サンプリング等の業務委託を主な事業としております。カタログ誌面の広告枠販売については、広告枠の掲載期間を履行義務の充足期間として、掲載期間に亘り均等に収益を認識しております。サンプリング等の業務委託については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、役務を提供した時点で収益を認識しております。代金は、履行義務を充足した時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 68,449千円

製品評価損 △64,648千円

(注) 製品評価損は、当事業年度末の製品評価損(668,567千円)と前事業年度末の製品評価損の戻入(733,215千円)を相殺した金額になります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品は、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、賞味期限日までに販売が見込めない製品は、その数量を見積り、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

賞味期限日までに販売が見込めない製品数量の見積りは、経営者の承認を得た事業計画に含まれる将来の販売数量を基礎としております。将来の販売数量の見積りにおいては、直近の販売数量が将来の期間においても継続することを主要な仮定としております。

製品の評価において使用されるこれらの仮定は、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の顧客需要の変化によって影響を受ける可能性があるため、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

C I D事業における固定資産の金額

	帳簿価額
有形固定資産	3,213,431千円
無形固定資産	1,082千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

C I D事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により減損損失認識の要否を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の測定を行っております。減損損失の測定においては、使用価値又は正味売却価額のいずれが高い方の金額に基づき減損損失を測定いたしますが、正味売却価額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を計上しておりません。

減損損失の測定に用いる正味売却価額は、外部の評価会社から入手した不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書に基づき算定されておりますが、当該評価の前提

となる評価手法及びインプットデータの選択には評価に関する高度な専門知識が必要となり、正味売却価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

正味売却価額の見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、正味売却価額の見積り額の見直しが必要な事象が生じた場合、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,981,609千円
土地	516,725千円
計	2,498,334千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	270,360千円
長期借入金	3,715,790千円
計	3,986,150千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	554,469千円
構築物	166,791千円
工具、器具及び備品	80,336千円
機械装置及び運搬具	617,865千円
合計	1,419,463千円

(3) 長期借入金に係る財務制限条項

当事業年度末における長期借入金には、純資産の部の金額、営業損益及び経常損益等に係る財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

当社は、C I D事業の損益分岐売上高の未達及び将来の販売見通しに基づいた事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、前事業年度以前に多額の営業損失及び経常損失を計上しておりました。

その結果、営業利益及び経常利益を計上した当事業年度においても、長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しており、当該財務制限条項に該当した場合には期限の利益を喪失することとなります。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで良好な関係を構築しております。また、前事業年度において埼玉工場の土地及び建物に対して同金融機関を第一順位とする根抵当権を設定しており、同金融機関との協議を

通じて上記の期限の利益の喪失に係る権利行使をしないことについての同意を得ております。

財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2018年3月期の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 2021年3月に終了する決算期以降の各年度決算期における営業損益及び減価償却費の合計金額が250,000千円を下回らないこと。
- ④ 2021年3月を初回とし、以降毎年3月、6月、9月及び12月末時点（以下、総称して「基準日」という。）において、以下の計算式で算出された数値が0.2未満となった場合、最新の四半期報告書が開示された翌月末までに、工場土地及びその上に建設された建物に対し貸主を第一順位とする根抵当権設定の設定登記を完了させるために必要な所定の手続きを実施すること。

(計算式)

基準日に属する四半期の直前の四半期における単体の損益計算書に示される経常損益÷基準日に属する四半期の直前の四半期において返済した借入金元本及び利息の合計

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,457,500	12,600	—	6,470,100

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による増加 12,600株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	132,600	—	—	132,600

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、設備投資に係る資金を金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は概ね2ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスク及び流動性のリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスクの管理

営業債権については、一般顧客分につきましては、主に決済方法を前払いや代引またはクレジットカード決済に限定することにより低減されております。対企業の債権につきましては「与信管理規程」に沿って取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。敷金についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

b.市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入により設備投資に係る資金を手当てしており、変動金利による調達があります。担当部署で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 敷金	33,086	33,032	△53
② 長期借入金	(3,986,150)	(3,986,150)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	33,032	—	33,032
長期借入金	—	(3,986,150)	—	(3,986,150)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、すべて変動金利によるものであり、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	270,360	1,081,440	1,351,800	1,282,550

(注3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、新株予約権、減損損失、税務上の繰越欠損金であり、評価性引当額として全額控除しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	MFD	C I D	マーケティング	計
一時点で移転される財	2,064,998	106,397	401,328	2,572,724
一定の期間にわたり移転される財	—	—	73,996	73,996
顧客との契約から生じる収益	2,064,998	106,397	475,325	2,646,721
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,064,998	106,397	475,325	2,646,721

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	203,922千円
契約負債	862千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	64円00銭
1株当たり当期純利益	10円49銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社ファンデリー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井戸 志生

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今井 仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンデリーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門を含む用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び埼玉工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社ファンデリー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 村 木 和 彦 ㊟

監 査 役（社外監査役） 成 願 隆 史 ㊟

監 査 役（社外監査役） 浅 井 耕 作 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
1	再任 あ べ こう すけ 阿 部 公 祐 (1972年11月15日生)	1996年4月 朝日火災海上保険株式 会社（現 楽天損害保険 株式会社）入社 2000年9月 当社設立 代表取締役 2016年2月 代表取締役 経営管理本 部長 2020年6月 代表取締役（現任）	4,044,100株
2	再任 とし かわ み お 緒 利 川 美 緒 (1981年3月3日生)	2001年4月 当社入社 2010年7月 取締役 マーケティング 事業部長 2014年10月 取締役 マーケティング 事業担当 2015年4月 取締役 マーケティング 事業部長 2024年2月 取締役 営業本部長 兼 M F D事業部長（現任）	78,300株
3	再任 がや の とも のり 憲 茅 野 智 憲 (1983年10月16日生)	2008年12月 あずさ監査法人（現 有 限責任 あずさ監査法 人）入所 2012年9月 公認会計士登録 2013年3月 当社入社 2016年9月 人事総務部長 2020年6月 取締役 経営管理本部長 （現任）	8,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外取締役 独立役員 </div> <p style="text-align: center;"> <small>やま ざき ゆう いち</small> <small>山 崎 雄 一</small> (1948年7月12日生) </p>	<p>1971年 4月 松下電工株式会社（現パナソニック ホールディングス株式会社） 入社</p> <p>1996年12月 同社 東北営業部 東北電器営業所長</p> <p>2000年 6月 同社 東部電器営業部 首都圏電器営業所長</p> <p>2002年12月 同社 東部電器新需要マーケティンググループ長</p> <p>2005年 4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社） 転籍 NWM本部新需要マーケティング担当部長</p> <p>2008年12月 株式会社ヒューレックス アドバイザー</p> <p>2012年 5月 株式会社ワイルド・ライフ・コーポレーション 部長</p> <p>2016年 6月 当社 社外取締役（現任）</p>	一株
<p style="text-align: center;">(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>山崎雄一氏は、パナソニック ホールディングス株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、これらを当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 阿部公祐氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 山崎雄一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 山崎雄一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は山崎雄一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第

1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3 第1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は山崎雄一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役村木和彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数						
<table border="1"> <tr> <td>新任</td> <td>社外監査役</td> <td>独立役員</td> </tr> <tr> <td>まつ 松</td> <td>ざわ 澤</td> <td>ひで と 秀 人 (1961年7月21日生)</td> </tr> </table>	新任	社外監査役	独立役員	まつ 松	ざわ 澤	ひで と 秀 人 (1961年7月21日生)	1990年10月 原田工業株式会社 入社 2015年10月 同社 総務法務部長 2017年 6月 同社 常勤監査役 2023年 6月 同社 エグゼクティブアドバイザリー (現任)	一株
新任	社外監査役	独立役員						
まつ 松	ざわ 澤	ひで と 秀 人 (1961年7月21日生)						

(社外監査役候補者とした理由)

松澤秀人氏は、原田工業株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松澤秀人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松澤秀人氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
4. 松澤秀人氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の法律上の損害賠償及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

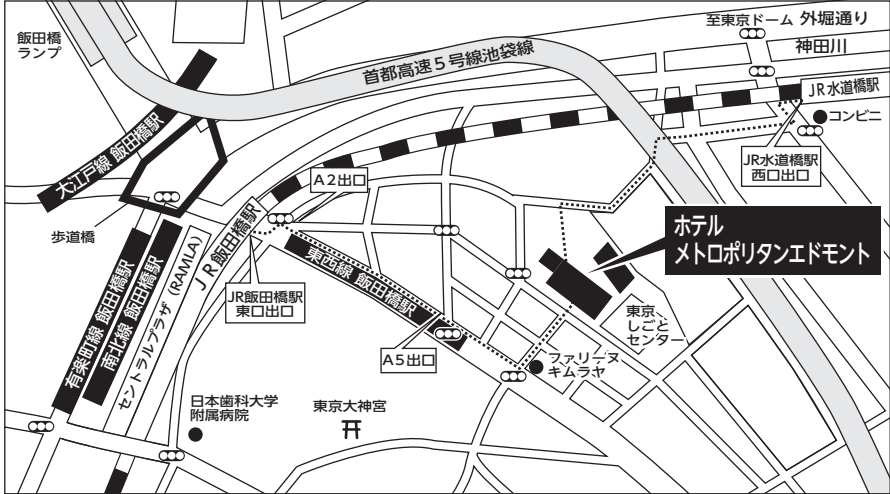
第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

	氏名	企業 経営	業界 経験	営業・ マーケ ティング	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・ リスクマネ ジメント
取締役	阿部公祐	○	○	○			
	利川美緒	○	○	○			
	茅野智憲	○			○	○	○
	山崎雄一	○		○			○
監査役	松澤秀人	○				○	○
	成願隆史				○		○
	浅井耕作			○			○

以上

株主総会会場ご案内図



会 場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階「万里」
TEL 03-3237-1111

- 最寄駅：・ J R 飯田橋駅東口より徒歩約5分
・ 地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線 飯田橋駅A2出口より徒歩約5分
・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分
・ J R 水道橋駅西口より徒歩約5分

- 会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。